

各務原市ファミリー・サポート・センター事業案内

1. 各務原市ファミリー・サポート・センター事業の目的と組織

子どもたちの健やかな育ちを見守り、子どもを安心して産み育てることができる環境をつくることを目的としています。

子育てに関するサポート活動を行いたい人（サポート会員）と、子育てに関するサポートをしてほしい人（利用会員）からなる登録制の組織です。

サポート会員 子育ての経験が有り、子育てに熱意がある方

利用会員 市内在住・在勤で、おおむね小学校3年生までのお子さんをお持ちの方
そのほか、子育てに関するサポートが必要と認められる方

2. 事業実施事務局

《各務原市社会福祉協議会》に事務局があります。アドバイザー及び事務局が以下のことについて対応します。

- ① 入退会時の助言・相談に関すること。
- ② サポート活動の調整に関すること。
- ③ サポート活動等に必要な知識習得のための講習会の開催等に関すること。

3. 入会と退会の手続き

サポート活動を行いたい方、サポートを受けたい方は、あらかじめ会員登録手続きが必要です。

入会手続き 《会員登録申込書》を事務局へ提出していただきますと、後日《登録承認通知書》を交付します。

退会手続き センターに申し出をしてください。

4. 会員の心得

会員として登録された方は、次の事を遵守願います。

各務原市ファミリー・サポート・センター事業の目的を理解し、事業案内書の各事項を守って活動及び利用をしてください。

- ① サポート活動の依頼及び活動は、事務局を通して行ってください。
利用会員は申し込み内容以外のサポートを要求してはいけません。
- ② サポート活動により知り得た他人の家庭の事情等について、第三者に漏らしたり、プライバシーを侵害してはいけません。会員登録抹消後も同様です。
- ③ サポート活動中に生じたトラブルについては、会員間で解決するのが原則です。

- ④ サポート活動は早朝・夜間にわたることも考えられますが、児童の宿泊は行わないこととします。
- ⑤ サポート活動中に事故が発生したときは、速やかに事務局に連絡してください。
- ⑥ 会員登録承認通知書を他人に貸してはいけません。
- ⑦ 会員登録内容に変更が生じたとき、承認通知書を紛失したときは、直ちに事務局へ申し出てください。

5. サポートできる内容

サポート活動の内容は、子育てに関するサポートを必要とする、おおむね小学校3年生までの利用会員さんのお子さんを対象とする活動で、次のものとします。

- ① 保護者の急な病気や、冠婚葬祭、休日など急な就労時等のお子さんの世話
- ② 保育施設等へのお子さんの送迎と預かりや、保育開始前・終了後のお子さんの世話
- ③ 就労等の事情により、学童保育終了後又は放課後のお子さんの世話
- ④ 母親が妊娠中の家庭又はおおむね生後3月以内の乳児のいる家庭における家事支援又は育児支援
- ⑤ その他子育てサポート活動として認められた内容

(注) 子育てサポート活動は、会員の自宅、子ども館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所で行うものとします。

6. サポートが必要になったら

- ① 各務原市社会福祉協議会の事務局（アドバイザー）に、希望日の1週間前までにサポートの申し込みください。
- ② サポート内容にあったサポート会員を選考し、アドバイザーが連絡を取ります。
- ③ サポート会員が決まったら、アドバイザーが利用会員へ連絡します。
- ④ 利用会員からサポート会員へ連絡を入れ、事前面接の日時を決めます。
- ⑤ 事前面接日にサポート活動の内容とお子さんの情報について、十分な話し合いを行い、両者合意の上でサポート活動の実施を決定します。
- ⑥ サポート終了後、サポート会員は《サポート活動記録》を記入し、利用会員の確認を受けます。利用会員は活動費基準にしたがって料金を現金で支払います。
※サポート会員が、自家用車や公共交通機関、タクシー利用等利用の場合、交通費も含まれます。
- ⑦ サポート会員は、《サポート活動記録》を速やかに事務局へ提出します。

7. 料金について

- ① 利用会員は、次の表に掲げる活動日及び活動時間帯に応じた料金を基準として、当該実費相当額をサポート会員に支払うものとします。

活 動 日	時 間 帯	料 金（1人当たり）	
平日	8：00～17：00	1時間につき	700円
	7：00～8：00、 17：00～20：00	1時間につき	800円
休日	8：00～17：00	1時間につき	900円
	7：00～8：00、 17：00～20：00	1時間につき	1,000円

備考 この表において「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌日の1月3日までの日をいう。

- ② 兄弟姉妹など同一世帯の子どもを預けるときは、2人目の料金は、1人当たりの料金の半額とします。※1人のサポート会員が預かれる人数は2人までです。
- ③ サポート活動時間が30分以内のときは、1時間分の料金の半額とします。30分を超え1時間までは、1時間として料金を算定します。ただし、最初の1時間までは、30分に満たないときも1時間とします。
- ④ 利用会員が予約していたサポート活動の実施を取り消した場合は、次の各号に定めるところにより、予約した時間に応じて第1項の表により算定した額を取消料としてサポート会員に支払うこととします。ただし予約日の前日までに取り消した場合は、取消し料は必要ありません。
- (1) 当日取消し …… 予約時間に係る料金の半額
- (2) 無断取消し …… 予約時間に係る料金の全額
- ⑤ 子どもの送迎は活動時間に含まれることとし、公共交通機関やタクシーを利用した場合はその実費分を利用会員が負担することとします。
- (1) 公共交通機関やタクシーを利用した場合・・・全額
- (2) 自家用車使用の場合・・・走行距離÷燃費×1Lあたりのガソリン平均価格
- ⑥ 子どもの食事（ミルク等）、おやつ、おむつ等は、原則として利用会員が用意する。ただし、これらについてサポート会員に費用の負担をかけた場合は、利用会員は、当該費用を実費としてサポート会員に支払うものとする。

8. 補償保険制度について

会員は万一の事故等に備えるため、「ファミリー・サポート・センター補償保険」に加入します。保険料については、社会福祉協議会が負担します。

9. 連絡先

社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会

〒504-0912 各務原市那加桜町2丁目163番地（各務原市総合福祉会館2階）

電話：058-383-7610 FAX：058-382-3233